

5 輸送の安全にかかわる行政指導等に関する事項

5.1 保安監査の実施状況

○国土交通省では、鉄軌道輸送の安全を確保するための取組が適切であるかどうか、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうかについて、保安監査¹⁶を実施しています。

○平成26年度は、全国208鉄軌道事業者(平成27年3月末現在)に対して、計画的な保安監査を63の鉄軌道事業者に対して計68回実施し、その結果に基づいて38の鉄軌道事業者に対して文書による行政指導を計38件行い、改善を求めました。

○また、JR 北海道に対し、平成26年1月に発出した事業改善命令等の「JR北海道が講ずべき措置」について、命令事項の実行性を確保するため、その取組み状況等を確認するための常設の監査体制による保安監査を継続的に実施しています。

○なお、平成26年度は、重大な事故が発生した場合等、特に必要があると認める場合に実施する特別保安監査はありませんでした。

5.2 鉄道事業法及び軌道法に基づく行政処分(事業改善の命令)

○国土交通省は、鉄軌道事業について輸送の安全、利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、鉄道事業法第23条に基づき、鉄軌道事業者に対して事業改善の命令を発しています。

○平成26年度に発出した輸送の安全等に関する事業改善の命令はありませんでした。

¹⁶ 保安監査は、鉄道事業法第56条(立入検査)及び同法第66条(国土交通省令への委任)の規定に基づく、鉄道事業等監査規則(昭和62年 運輸省令第12号)で定める監査です。

5.3 事故等の報告に基づく行政指導の実施状況

○国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、重大な事故が発生した場合や、社会的な影響の大きい輸送障害が発生した場合等には、輸送の安全の確保等のため、事故等の報告に基づいて事故等の原因の究明や再発防止を求める等の行政指導を行っています。

○平成26年度は、2の鉄道事業者に対して文書による行政指導を計2件行い、改善を求めました。

表6:事故等の報告に基づく行政指導の実施状況(平成26年度)

事業者	文書発出日	行政指導の概要	改善の概要
J R 西 日 本	H26. 4. 8	誤出発防止用自動列車停止装置の地上子が誤った位置に設置されていることが判明したことから、この原因に関して背後要因を含め調査するとともに、作業従事者の基本作業及び作業管理の徹底を図り、再発防止対策に万全を期すこと。原因に関する調査結果及び講じた措置については、速やかに文書により報告すること	・地上子取付誤りのヒューマンエラー防止のため、取外し前に地上子の設置方向を示すマーキングを実施 ・機能確認チェックリストに地上子の防護対象(信号機等)に対する方向の記載欄を設け、取付方向の確認を明確化 ・施行後、防護対象(信号機等)自体もしくは防護対象の方向を記した看板を地上子と合わせて写真撮影のうえ、作業終了後に監督員に提出させ、設置方向の確認を実施
東京地下鉄	H26. 4. 21	列車無線用ケーブルの設置工事において、当該ケーブルの一部が建築限界を支障し、この修復作業のため始発から一部区間において運転を見合わせる輸送障害が発生させたことから、施工管理及び施工後の確認など背後要因を含め原因を究明し、再発防止のための措置を講じること	・建築限界測定が適切に実施されるよう、建築限界支障の有無の判断方法、測定方法、記録を規程化 ・監督員及び請負者に対し、建築限界に対する教育を実施

5. 4 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況

- 国土交通省は、事故等の再発防止を図るため、当該事故等を発生させた事業者のみならず、必要に応じて関係する全国の鉄軌道事業者に対しても、安全確保のための行政指導を行っています。
- 平成26年度は文書による行政指導を1件行いました。

表7: 事故等の再発防止のための行政指導の実施状況(平成26年度)

指 導 の 概 要	発 出 日
急激な降雨時に線路内への土砂等の崩落による列車脱線事故が発生したことから、設定している運転規制の基準にかかわらず、基準を大幅に超える降雨があった場合等には、状況に応じた適切な運転規制を行うこと及び必要に応じて、路線の状況を踏まえた運転規制の基準の見直しを行うことを指導	H26.6.21

5. 5 踏切道改良勧告の発出状況

- 国土交通省は、鉄道事業者及び道路管理者又は鉄道事業者が正当な理由がなく立体交差化計画等に従って踏切道の改良を実施していないと認めるときは、踏切道改良促進法に基づき、当該踏切道の改良を実施すべきことを勧告することができます。
- 平成26年度に発出された勧告はありませんでした¹⁸。

¹⁸ 踏切道の改良に向けた取り組みについては、「7. 2 踏切保安設備の整備状況」を参考にしてください。

5. 6 運輸安全マネジメント評価の実施状況

- 国土交通省は、鉄軌道事業者に対して、経営トップや安全統括管理者等の経営管理部門が行う安全管理体制への取組状況について評価し、更なる輸送の安全の確保に資する改善方策等の助言を行う「運輸安全マネジメント評価」¹⁹を実施しています。
- 平成26年度は、57の鉄軌道事業者に対して、57回の運輸安全マネジメント評価を行いました。

¹⁹ 運輸安全マネジメント評価の詳細については、運輸安全に関するホームページ <http://www.mlit.go.jp/unyuanzen/index.html> をご覧ください。